

議案第41号別紙

専 決 処 分 書

令和2年度小千谷市国民健康保険特別会計予算の補正(第1号)を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

小千谷市長 大塚 昇 一

令和2年度小千谷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

令和2年度小千谷市国民健康保険特別会計予算を、別紙のとおり補正する。

別 紙

令和 2 年度 小千谷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度小千谷市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 510 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,134,020 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		2,248,847	510	2,249,357
	1 県補助金	2,248,847	510	2,249,357
歳入合計		3,133,510	510	3,134,020

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,202,665	510	2,203,175
	6 傷病手当諸費		510	510
歳 出 合 計		3,133,510	510	3,134,020

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	2,248,847	510	2,249,357
歳入合計	3,133,510	510	3,134,020

(歳 出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	2,202,665	510	2,203,175	510			
歳 出 合 計	3,133,510	510	3,134,020	510			

2 歳 入

4 県支出金 (1 県補助金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
4 県支出金	2,248,847	510	2,249,357
1 県補助金	2,248,847	510	2,249,357
1 保険給付費等交付金	2,248,847	510	2,249,357
歳入合計	3,133,510	510	3,134,020

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	510	・特別調整交付金分 510

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	2,202,665	510	2,203,175	510			
6 傷病手当諸費		510	510	510			
1 傷病手当金		510	510	510			
歳 出 合 計	3,133,510	510	3,134,020	510			

2 保険給付費 (6 傷病手当諸費 [1 傷病手当金])

単位：千円

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	510	○傷病手当金支給経費 ・傷病手当金負担金 51 × 10件 510